

給水使用料について

(1) 給水使用料

m³ (立方メートル)

種別	料率 用途	基本料金		超過料金			適用区分					
		基本 料金	1ヶ月 料金	区分 (1ヶ月の超過使用水量)	単位 水量	料金						
専用	第1種 及び 第3種	15 m ³	3,000 円	1 m ³ 以上 20 m ³ 以下	1 m ³ 当	250 円						
				21 m ³ 以上 40 m ³ 以下		270 円						
				41 m ³ 以上 70 m ³ 以下		300 円						
				71 m ³ 以上 100 m ³ 以下		330 円						
				101 m ³ 以上 500 m ³ 以下		350 円						
				501 m ³ 以上		380 円						
	第2種	5 m ³	750 円	1 m ³ 以上 20 m ³ 以下	1 m ³ 当	200 円		1ヶ月の総 使用水量 55 m ³ 以下のもの に適用する				
				21 m ³ 以上 50 m ³ 以下		220 円						
		15 m ³	3,000 円	41 m ³ 以上 70 m ³ 以下		300 円		1ヶ月の総 使用水量 56 m ³ 以上のもの に適用する				
				71 m ³ 以上 100 m ³ 以下		330 円						
				101 m ³ 以上 500 m ³ 以下		350 円						
				501 m ³ 以上		380 円						
				全使用水量について					1 m ³ 当	400 円		
				臨時 用								

(2) 量水器使用料

口径	1ヶ月料金
13 ミリメートル	100 円
20 ミリメートル	150 円
25 ミリメートル	200 円
30 ミリメートル	350 円
40 ミリメートル	400 円
50 ミリメートル	800 円

ただし、この表に定めのないものについては、設置に要する経費に応じ別に価格を定めることができる。

前項の規定により算定した使用料は、1世帯ごとに徴収し、給水を一時休止した場合でも水道の使用を廃止しない限り、基本料金はこれを徴収する。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。